

函館市都市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 1 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 4 8 号

函館市都市景観条例の一部を改正する条例

函館市都市景観条例（平成 7 年函館市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 3 項，第 1 9 条第 3 項および第 2 2 条第 3 項各号列記以外の部分中「第 1 6 条第 7 項各号」を「第 1 6 条第 8 項各号」に改める。

附 則

この条例は，都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 3 号）の施行の日から施行する。